

注意喚起メッセージの考え方について（令和6年7月24日改定版）

第8波の際の医療機関への負荷状況やインフルエンザ、過去のとくしまアラートの基準を参考に、以下のとおり設定

メッセージ内容 (感染対策)	注意	警戒	嚴重警戒	警報
メッセージ内容 (入院状況)	注意状況	負荷発生状況	負荷増大状況	ひっ迫状況
基準となる 定点あたり報告数	5以上	10以上	20以上	30以上
参考とした 過去の状況や インフルエンザに おける基準 ※第8波における定点当 たりの陽性者数については、 厚生労働省が参考値として 公表（HER-SYSデータに 基づく定点医療機関からの 患者数を使用）	<p>(第8波の状況) 定点あたり陽性者数5以上 の時の病床使用率は15% 以上</p> <p>(インフルエンザ) 定点あたり報告数1以上で 「流行期入り」</p>	<p>(第8波の状況) 定点あたり陽性者数 10以上の時の病床使用率 は30%以上</p> <p>(インフルエンザ) 定点あたり報告数10以上 で「注意報」</p> <p>(とくしまアラート) 病床使用率30～50%で 「レベル2」に相当</p>	<p>(第8波の状況) 定点あたり陽性者数 20以上の時の病床使用率 は50%程度</p> <p>(とくしまアラート) 病床使用率50%以上で 「レベル3」に相当</p>	<p>(第8波の状況) 定点あたり陽性者数 30以上は記録無し (最大値は24,51)</p> <p>(インフルエンザ) 定点あたり報告数30以上 で「警報」</p>
	<p>・医療機関への負荷の軽減を図るための「注意喚起の指標」であり、 県民の皆様への行動制限の要請等を伴うものではない。</p>			